

令和4年9月14日

### 1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	中園	弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	松崎	賢明
副	市長	松尾	一秋
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	原	亮一
企	画部長	石井	稔郎
市	民部長	牛島	憲治
健	康福祉部長	坂田	智子
建	設経済部長	若杉	信嘉
教	育部長	平	武文
総	務課長	秋山	勲
人	事課長	丸山	隆
財	政課長	田中	和己
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長		古家	浩
福	祉課長	遠藤	宏樹
農	業振興課長	松藤	洋治
第	一整備室長	木村	孝
第	二整備室長	堤	辰幸
矢	部支所長	石川	幸一

## 議事日程第5号

令和4年9月14日（水） 開議 午前10時

### 日 程

- 第1 委員長報告
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決
- 第4 人権擁護委員候補者の推薦について

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 委員長報告

- 議案第58号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第4号）
- 認定第1号 令和3年度八女市各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和3年度八女市水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和3年度八女市下水道事業会計決算認定について
- 請願第5号 八女市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求める請願

#### 第2 議案上程・説明

- 報告第15号 専決処分について（事故による損害賠償）
- 議案第60号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第61号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第62号 公平委員会委員の選任について
- 委員会提出議案第4号 八女市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

#### 第3 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

#### 第4 人権擁護委員候補者の推薦について

---

## 午前10時 開議

### ○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。9月定例会最終日でございます。よろしくお願い申し上げます。お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、委員会提出議案、資料、提案理由書及び人権擁護委員候補者推薦資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

### 日程第1 委員長報告

### ○議長（角田恵一君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案第58号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

### ○予算審査特別委員会委員長（中島信二君）

皆さんおはようございます。予算審査特別委員会に付託されました議案第58号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第4号）につきましては、2回の全体会を開催し、総務文教分科会、厚生分科会、建設経済分科会の各委員長からの報告を受け、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決したことを、まず御報告いたします。

以下、各分科会からの報告事項を申し上げます。

まず、総務文教分科会委員長から、債務負担行為補正の小学校給食調理等業務委託料について、今回の補正で何校目の民間委託になるのかの問いに、15校目であるとの報告でございました。

次に、財政調整基金の現在の総額は幾らかの問いに、決算年度末の現在高は約8,179,000千円であるとの報告でございました。

次に、義務教育学校として見崎中学校を整備するということが、忠見小学校と川崎小学校は閉校になるということで理解してよいかとの問いに、あり方検討委員会から、校種は義務教育学校、位置は現見崎中学校の場所にとり中間報告をいただいております、その方向で現在進めているということであるとの報告がございました。

次に、厚生分科会委員長から、マイナンバー制度関連事業について、全国的にマイナンバーカードの普及が進んでいないが、マイナンバーカード所持によるメリットをとる問いに、

運転免許証を返納された方も顔写真つきの身分証明書として使え、また、コンビニエンスストアで住民票や印鑑登録証明、戸籍謄本、税証明が取れる。マイナンバーカードを読み取る機械が入った病院では、健康保険証としての利用ができる。本人が同意すれば、特定健診の情報や薬の情報なども病院側と共有でき、その方に合った治療や薬の処方を受けることができるようになり、ワクチン接種証明では、国内用、海外用、2つの電子ワクチン接種証明書が取れるとの御報告でございました。

次に、高齢者福祉施設等燃料費高騰対策支援金について、車両見込み422台というのは、対象となるものを全部挙げると422台ということでよいのかとの問いに、4月1日を基準日として、利用者の送迎、または訪問等に利用する車両について、各事業所に対し事前に調査し、報告された台数であるとの報告でございました。

次に、保育所等給食支援事業費補助金について、私立保育所を対象とした助成だが、公立保育所も同じ考えでなければならないのではないのかとの問いに、公立保育所も私立保育所と同様に行う予定である。公立保育所は執行残で残る分の予算を充当したいと考えているとの報告でございました。

次に、建設経済分科会委員長から、交通対策費のICカードシステム導入だが、クレジットカードは使えるのかとの問いに、交通系ICカード10種類のみ利用可能で、クレジットカードは使えないとの報告でございました。

次に、肥料高騰緊急対策事業費補助金について、肥料高騰については、市単独で補助事業を組んであるが、国の対策に申し込んだ人が対象になるのかとの問いに、国の事業に採択された方を上乘せして支援を行うものであり、国の7割に対して、県からさらに15%上乘せする発表があっており、その後、市のほうとしても農家の負担を軽減できるように上乘せを検討しており、最終的に市が15%補助しても100%を超えることはないとの報告でございました。

次に、この支援策について、市へ改めて申請する必要はないということかとの問いに、申請者や販売店の手間はなるべく軽減したいとの報告でございました。

次に、この財源は地方創生臨時交付金だが、こういうものに使っていいのかとの問いに、地方創生臨時交付金は、基本的に社会情勢の変化に伴うものが対象となる。今回の場合は、物価高騰に伴う社会情勢の変化に伴うものなので、臨時交付金の対象になると認識しているという報告でございました。

以上が全体会における各分科会からの報告の概要でございます。

なお、討論におきまして、反対討論が1件ございました。

債務負担行為補正の小学校給食調理等業務委託料について、学校給食は教育の一環である食育のためにも、民間委託をするのではなく、充実することが必要であり、補正予算に反対

であるという内容でございました。

以上が、議案第58号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第4号）に係る審査の概要でございます。

冒頭申し上げましたとおり、議案第58号は原案のとおり可決しておりますが、議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

**○17番（森 茂生君）**

討論を行います。議案第58号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で討論を行います。

債務負担行為において、忠見小学校の小学校給食調理等業務委託料11,097千円の予算が計上されております。

学校給食の民間委託はコスト削減のためと言われておりますけれども、仮に事故が起きた場合、結局は市の責任が問われます。民間委託はパート職員が中心となるために、直営よりも潜在的リスクが高いと言われております。学校給食は教育の一環であり、安上がりを目指して学校給食がよくなるはずはありません。食育に関しましても、指示どおり形式的にやるだけで、よくはならないと思われまます。

以上の理由により、議案第58号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第4号）に反対するものであります。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和3年度八女市各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和3年度八女市水道事業会計決算認定について、認定第3号 令和3年度八女市下水道事業会計決算認定について、以上3件を一括議題といたします。

本案について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

**○決算審査特別委員会委員長（中島信二君）**

決算審査特別委員会の審査結果について御報告いたします。

議長を除く議員19名で構成する本特別委員会の全体会を、8月31日と9月12日に開催いたしました。

各分科会での審査に当たりましては、関係資料に基づき事業内容の説明を受け、議会が当初議決した趣旨と目的に沿った予算が適正かつ効率的に執行されたのか、また、どのような行政効果が発揮できたのかなど、その費用対効果を検証し、次年度以降の予算編成に反映されるよう審査を行いました。

まず、認定第1号 令和3年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてでございます。一般会計、特別会計ともに各分科会からの指摘事項はございませんでした。

なお、討論におきまして、反対討論が1件ございました。

税の滞納による財産の差押えが328件行われているが、払いたくても払うことができない滞納者が相当含まれていると考えられ、差押えは悪質滞納者に限定すべきである。

また、人権・同和政策費の同和地区支部活動事業補助金及び人権・同和教育費の同和地区教育活動補助金のほかにも多額の予算が支出されており、同和地区の特別扱いはやめるべきと考えるため反対であるという内容でございました。

採決の結果、認定第1号につきましては、賛成多数で認めることに決しました。

続きまして、認定第2号 令和3年度八女市水道事業会計決算認定についてですが、こちらも指摘事項はございませんでした。

採決の結果、認定第2号につきましては、全会一致で認めることに決しました。

続きまして、認定第3号 令和3年度八女市下水道事業会計決算認定についてですが、こちらも指摘事項はございませんでした。

採決の結果、認定第3号につきましては、全会一致で認めることに決しました。

以上が認定第1号、認定第2号及び認定第3号の審査結果でございます。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願いを申し上げて、委員長報告といたします。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

まず、認定第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○17番（森 茂生君）

認定第1号 令和3年度八女市各会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

令和3年度決算審査特別委員会資料によれば、税の滞納による財産の差押えが328件行われております。この中には、払いたくても払えないという人が相当数含まれていると思われまます。差押えは悪質滞納者に限定すべきであります。

また、21款3項、6目住宅新築資金等貸付金収入において、72,225,200円の収入未済額が計上され、7,040,005円の不納欠損額が計上されております。この住宅資金等貸付事業は、地方自治体が以前の郵政公社の簡保資金から資金を調達して低利で貸付けを行い、その返済を特別会計で行うという異例の事業であります。分かりやすく言えば、八女市が金融機関のようにお金を借りて、そのお金を又貸ししていたというものであります。したがって、資金が回収できなくても、簡保資金から直接お金を借りているのは八女市ですので、返済義務は八女市にあります。今回の不能欠損額7,040,005円は、とどのつまり税金で返済することになります。

また、決算資料によりますと、競売により262,554円の配当金が入ってきております。その内訳は、ある人が昭和60年に住宅資金として住宅新築資金より5,000千円借り受け、一度も返済が行われなまま来ております。その宅地を競売にかけられたものであります。したがって、5,000千円から配当金262,554円を差し引いた残り4,737,446円は不能欠損となる可能性が極めて高いと考えられます。八女市が簡保資金より借りた分の返済は既に終わっていて、残っているのは資金の回収だけということのようですけれども、残っている資金が回収できなければ、再度税金投入ということになる可能性があります。今後、回収に全力を尽くす必要があります。

次に、3款1項、6目人権・同和政策費で、同和地区支部活動助成事業で6,017千円、そのほかにも同和関連の多額の予算が支出されております。不公正な同和行政は直ちに中止をすべきであります。

以上の理由により、令和3年度歳入歳出決算の認定について反対するものであります。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

## ○8番（高橋信広君）

私は、認定第1号 令和3年度八女市各会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

一般会計及び6つの特別会計の総括決算におきましては、実質収支額が一般会計の約1,322,000千円をはじめ、各会計が黒字を計上し、総実質収支額は前年より約474,000千円増の約1,471,000千円を計上できたことは、収支バランスの取れた決算であったと評価いたしております。

財政状況におきましては、実質公債費比率が9.1%と、前年比0.2ポイント悪化したものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が89.9%と、前年比4.7ポイント改善したことは財政上意義ある数値と考えます。

また、基金残高において、財政調整基金が前年度より約319,000千円増の約8,180,000千円をはじめ、その他18基金の総額は前年より約230,000千円増の約10,635,000千円が確保されております。しかしながら、今後は厳しい財政状況が見込まれることから、財政指標の改善をはじめ、さらなる財政健全化に向けて取り組んでいただくようお願いするものです。

一般会計の歳入におきましては、コロナ禍による市税の減収を危惧しておりましたが、約6,875,000千円の収入で、前年より122,000千円弱減少しましたが、固定資産税の評価替え及びべんがら村の改修による入湯税減少を考慮すれば、予想以上に確保できたこと、あわせて収入率が96.33%と、前年より0.16ポイント改善できたことは評価いたします。

また、ふるさと支援寄附金は1,124,000千円弱と、一つの目安である10億円を突破し、前年より290,000千円強の増額ができたことは次のステップにつながる成果と評価しますとともに、当市の豊かな資源を活用し、事業者との協働によってまだまだ伸ばせる事業とさらに期待しているところです。

次に、一般会計の歳出面におきましては、令和2年度に引き続きコロナ禍によって接触機会の抑制等、様々な制約がある中で、一部の事業が中止や縮小を余儀なくされたことは残念ですが、相対的に各事業を推進いただいたことは理解するものです。

中でも、新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大防止、生活支援、事業者支援等の観点で、様々な施策が講じられました。

市独自の支援策として、ひとり親家庭応援金給付事業、事業継続応援金交付事業、農業生産支援金交付事業をはじめとして30の事業を実施いただきましたが、コロナ禍の影響が大きいと認められる市民や事業者のニーズに応えた施策と評価しております。

しかしながら、重要な政策と位置づけている22の新規事業に取り組んでいただきましたが、そのうち事由が明確な3つのゼロ執行业業以外の19事業につきましては、当初予算総額ペー

スの執行率が76%にとどまったことは、今後に向けてそれぞれの事業について十分検証をされることを要望いたします。

また、国民健康保険事業費特別会計につきましては、平成30年度から福岡県との共同運営となりましたが、令和2年度までの3年間、法定外繰入れはもちろん、国保事業保険給付費支払準備基金も繰入れなしで運営できておりました。しかしながら、令和3年度決算において、当基金90,000千円の繰入れを余儀なくされ、さらには、令和4年度当初予算において、保険税の実質的な値上げ並びに当基金の繰入れ予算が計上されています。

このように、国保事業は大変厳しい財政上にあると認識しているとともに、今後はさらなる加入者減少、特に団塊世代が後期高齢者医療保険に移行する時期が目の前に迫り、ますます厳しさを増すものと推測しております。

県の共同運営に変わり、財政健全化の対策は市独自でできることは一定の制約があると思いますが、原点に戻り、被保険者の健康をいかに守り、健康寿命の延伸につなげるかという観点で、特定健診、がん検診をはじめとして、あらゆる予防対策を実行していただくことを強くお願いするものです。

最後に、市長をはじめ執行部の皆様には、来年度は一段と厳しい財政状況が予想されますが、予算編成において、ターゲットを明確にした上で、選択と集中をキーワードに、メリ張りの利いた予算配分が求められると考えます。

本市の重要な政策の一つである子育て支援は一定の評価を受けておりますが、将来を担う子どもたちの未来への投資として、さらなる支援策を最重点施策として位置づけた令和5年度の予算編成に当たっていただくようお願い申し上げまして、認定第1号に対する賛成討論といたします。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告はこれを認定することであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告はこれを認定することであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

最後に、認定第3号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告はこれを認定することであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、総務文教常任委員会に付託されました請願第5号 八女市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求める請願を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました八女市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求める請願について、審査いたしました概要並びに結果について御報告申し上げます。

審査に当たりましては、厚生常任委員会との連合審査会を開催し、請願人より請願の内容

について説明を受け、委員からの質疑を行いました。

連合審査会後の当委員会の中で、より深く調査研究するため継続審議としたらどうかとの意見がございました。賛成多数で継続審査とすることに決しました。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

請願第5号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第5号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、請願第5号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

## 日程第2 議案の上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より報告1件、議案3件、委員長より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第15号から委員会提出議案第4号まで、計5件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。お疲れさまでございます。令和4年第4回八女市議会定例会において、報告6件、議案6件及び認定3件を御承認いただき、誠にありがとうございます。

今定例会では、さらに報告1件及び議案3件を追加議案といたします。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、報告第15号、八女公園内八女市役所臨時駐車場で発生した交通事故による損害賠償

に関する専決処分 の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和4年7月28日午後1時20分頃、矢部支所の職員が本庁で行われる会議に出席するため、八女公園内八女市役所臨時駐車場に公用車を駐車しようとした際、後方確認不足のため、当該公用車の左後部が隣の駐車枠に駐車していた相手方車両の右前部に接触し、相手方車両が損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として239千円を支払うことで承諾する旨の免責証書の提出を受け、賠償金の支払いを行いました。

議案第60号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

この補正につきましては、本年8月の大雨による災害復旧事業とコロナ禍における物価高騰対策関連事業に係る経費について205,734千円を追加するものであり、総額は41,632,691千円となります。

第2条は地方債の補正で、4ページで説明しておりますとおり、災害復旧事業の限度額の変更でございます。

歳出の内容につきましては、まず、災害復旧事業として、道路、河川並びに農地・農業用施設の災害復旧事業に係る測量、設計業務委託料や工事費等でございます。

次に、コロナ禍における物価高騰対策関連事業として、市の独自施策による農業者の飼料高騰緊急対策事業に係る経費でございます。

歳入の内容につきましては、前年度繰越金及び災害復旧事業債でございます。

議案第61号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

この補正につきましては、物価の高騰を受けて国が実施する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る経費について410,909千円を追加するものであり、総額は42,043,600千円となります。

歳出の内容につきましては、住民税非課税世帯等を対象に、1世帯当たり50千円の給付金を支給するものでございます。

歳入の内容につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費・事務費補助金でございます。

なお、議案第60号及び第61号の補正予算に計上しております経費につきましては、早急に執行する必要があるため、本日の採決をお願いするものでございます。

議案第62号 公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、大津山篤委員が本年10月8日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を

公平委員会委員として選任することについて市議会の同意をお願いするものでございます。

公平委員会の委員の定数は3人で、任期は4年でございます。

委員の選任につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任すると定められております。

大津山氏は、八女市役所職員として、学校教育課長、人事課長などの要職を歴任され、豊富な行政経験を有し、平成25年4月から平成29年3月まで行政相談員としても御活躍されました。

大津山氏は、人格、識見ともに優れ、平成30年10月から公平委員会委員として重責を担っていただいております。適任であると存じます。議会におかれましても、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上で全議案の説明を終わります。議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

#### ○議長（角田恵一君）

次に、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

#### ○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

委員会提出議案第4号 八女市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、施行から12年が経過し、その内容の検証及び見直しを行ったことに伴い必要な改正を行うものであります。

まず、第1条に明記されています将来都市像は、第5次八女市総合計画において新たな文言となったため、削除しております。

また、第8条は、市長からの重要な政策、施策、事業の提案に至る過程の説明要求をうたったものであり、第9条は、予算案と決算の議会審議において、施策別、事項別の説明資料の作成を要求するもので、基本的な位置づけが違うことから文言を整理したものであります。

次に、第11条の改正については、議会における政策提言の実現性を高めるために、政策討論会を政策検討会といたしました。

最後の第23条につきましては、基本条例の検証作業を毎年行ってきましたが、任期中に1回以上とすることが妥当と判断し改正するものであります。

議会におかれましても、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

次に、市長より送付を受けた追加議案の取扱いについて、議会運営委員会にて検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（川口誠二君）

市長より送付を受け、本日上程をされました報告1件、議案3件について、9月12日及び本日9月14日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました結果を御報告いたします。

まず、報告第15号から議案第62号までの説明を受け、その後、取扱いについて協議をいたしました。

議案第60号の補正予算については、令和4年8月の大雨に係る災害復旧事業及び飼料高騰緊急対策事業、議案第61号の補正予算については、住民税非課税世帯への50千円給付事業のための補正であり、いずれも速やかに議決する必要があると認めるものであります。

また、議案第62号については人事案件でありますので、議会運営委員会といたしましては、議案第60号から議案第62号までにつきまして、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略するという結論に至りました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（角田恵一君）

お諮りいたします。市長より送付を受けた追加議案につきましては、ただいまの報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、市長より送付を受けた追加議案は、いずれも会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3．議案審議を行います。

報告第15号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

担当副市長である松崎副市長にお聞きします。

この専決処分が出るたびに聞いております。確かに事故において研修を行いますという回答は得ておりますけれども、今回また出てまいりました。それについてはどのようなお考え

ですか。

**○副市長（松崎賢明君）**

お答え申し上げます。

議会のたびにといいますか、今回また新たに事故議案を御提案する必要が出てきたことは非常に遺憾だと思っております。日頃からの職員の意識の徹底については、朝礼、夕礼において伝えておりますけれども、今回の案件につきましてはまた安易な部分での事故発生となっているのは非常に重く受け止めております。個人の意識を常に持つておくこと、これしかもありませんので、引き続き事あるごとに、そのたびたびで、その場面場面において職員にさらに徹底し、安全意識を高めていくようにさらに徹底していきたいと思っております。

**○10番（牛島孝之君）**

報告第15号資料に、事故発生略図及び事故状況、もう本当に単純なミスだろうと思えます。関連してお聞きします。

公用車が今何台あるのか、公用車にバックモニター、あるいはドライブレコーダー等がどのくらいついているのか、お聞きします。

**○財政課長（田中和己君）**

お答えいたします。

まず、公用車の台数につきましては、特殊な消防車両等を含みまして、全車両で377台ございます。そのうち職員が使用しています公用車の数につきましては285台となっております。こちらにつきましては8月1日現在となっております。

あと、バックビューモニターと一般的に申し上げますが、カーナビゲーションシステムに搭載しているバックビューモニターにつきましては、今のところ285台のうち43台ということになっております。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

松崎副市長にお聞きします。

285台が市職員が利用している公用車であると。43台、パーセントから言うと20%もありません。全ての公用車にそういうようなバックモニター、あるいはドライブレコーダーをつけるべきではないかと思っておりますけれども、当然、予算のことはあります。いかがお考えですか。

**○副市長（松崎賢明君）**

お答えいたします。

バックモニターについては、先ほど田中課長のほうから説明ありましたように43台ですけれども、ドライブレコーダーについては全車つけております。バックモニターについては、

価格の高い部分もありましょうし、一般的に、この事故に関して言えば、本人の注意が高ければ回避できたものかと思っております。そういう意味で、全ての車にバックモニターというのは現時点ではなかなか難しい点があるかと思っておりますので、市職員の安全意識をさらに高めることをしっかり努めていきたいと思っております。

**○10番（牛島孝之君）**

では、市長にお聞きします。

確かに安全意識の向上は大事なことでしょう。やはり市職員を守るためにどういう事故があるかも分かりません。バックモニター——ドライブレコーダーは全ての車両につけているということですがけれども、やっぱりこの駐車するときに、なるべく頭から突っ込んで駐車してくれるなということになっております。市長、確かに予算的なものはありますけれども、市職員を守るためということでバックモニター、全ての車両にというお考えについては、市長、どういうふうにお考えでしょうか。

**○市長（三田村統之君）**

お答えします。

今、松崎副市長が申し上げましたように、基本はやはりドライバーが、職員が、十分周りに配慮しながら車の操作を行うことが第一条件でございまして、確かにいろんなバックモニターをはじめ、設備を整えていくということは極めて重要なことであろうと思っておりますけれども、しかしながら、財政的な問題もありますし、今後、他の自治体がこういう職員の事故発生に対するどういう取組をやっているかというのも十分私どもも情報を把握して今後に臨みたいと思っておりますが、何といたっても、やはり職員一人一人が事故を起こさないような、注意深く安全な運転を実施することが何よりも大事でありますので、この点については徹底して職員に対して指導をしていきたいというぐあいに考えております。

**○10番（牛島孝之君）**

職員が一人一人確かにそういう研修をしていただいて、今後こういう報告がないように期待いたしまして、質問を終わります。

**○11番（萩尾 洋君）**

事故等の報告の際に何回かお尋ねしたと思うんですが、このような損傷を与えたとか、そういった写真はなぜ出てこないのか。大体の事故状況というのは図を見て分かります。どれぐらいの損傷を与えたのか写真で出してほしいと再三言っていたんですが、御検討されたんでしょうか。

**○総務課長（秋山 勲君）**

お答えします。

前回の定例会の中で御指摘をいただいていた件でございますが、今回、議会資料として

写真を公表している自治体の県内各市の状況を調査いたしております。結果としましては、ほとんどの市では写真の公表は行っていないという結果でございました。そのような各市の状況も踏まえまして、今回改めて検討をいたしました。本市におきましても、申し訳ございませんが、これまでどおり写真の公表については差し控えさせていただきたいと考えております。

これまでも説明をしてきましたけれども、相手のお車は個人の財産でございますし、個人のプライバシーにも関係するものと思いますので、仮に部分的な写真であったとしても、そのようなものを公の場に出すことについては、被害を与えた相手方に配慮をする意味からも、公表については差し控えさせていただきたいということでございます。

なお、市といたしましては、今後も議会に提出いたします議案資料に基づきまして、より丁寧で分かりやすい説明になるように説明を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしておきます。

**○11番（萩尾 洋君）**

今、個人のプライバシーを守るためとか言われましたけど、破損した部分だけです、ナンバーは隠せばいいじゃないですか。なぜそれができないんですか。他自治体が行っていない、前例がないから前例をつくれればいいことでしょうか、違いますか。

**○総務課長（秋山 勲君）**

お答えします。

ほかの自治体が出していないから出さないということではなくて、そういった状況も踏まえた上で、先ほども申し上げたとおり、相手方については被害者という立場になりますので、その上で、損傷させた相手のお車の写真を出すということについては、市としては控えたいということでございます。

以上です。

**○11番（萩尾 洋君）**

相手方の修理代が140千円、レンタカー代が99千円、公用車は損傷軽微なため修理は不要、ゼロ円。このような状況の中で我々はどう判断したらいいのか分らないですよ。相手方の車が新車だったのか、フェンダーとバンパーを新品に替えたのか、そういった説明はできないですか。

**○矢部支所長（石川幸一君）**

御説明申し上げます。

相手方の車両が新車か中古かというのは分かりませんが、今回の事故において修理については、フロントバンパーを交換されたという内訳をいただいております。それに伴う、あと周辺の補修、それと工賃、そういうものが含まれております。

以上です。

○11番（萩尾 洋君）

じゃ、相手方の車両の写真は載せられないということであれば、公用車の損傷軽微なため、これは公用車の左後部ですよ、どれぐらいだったのか。その辺の傷具合で相手方に与えた損傷はある程度見れると思いますが、これは公用車なら出せるでしょう。

○議長（角田恵一君）

今のは、公用車だったら全般的にそういう被害の状況の写真は出してもらえるかということですかね。

○11番（萩尾 洋君）

公用車の、例えば、左後部ですよ、相手方の右前部、バンパー、フェンダーを損傷させたと。しかし、公用車は損傷は軽微だったと、修理の必要はないと。だから、公用車の写真は出せるんですか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

公用車につきましては、写真については掲載ができるものと考えております。

○11番（萩尾 洋君）

両方出したらいいじゃないですか。これは我々は判断できませんよ。

終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第60号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

飼料高騰緊急対策事業についてお聞きします。

補正予算（第5号）に係る主要な事業の事業計画兼事業説明書の中に、その他参考となる事項として、対象者、畜産農家・法人と。法人と個人経営等含めまして何件ほどありますか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

畜産農家、対象となるのが合計で21件となります。

以上となります。

**○10番（牛島孝之君）**

畜産農家、個人としてあるのと法人、別々にお願いします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

21件中、法人が8件となっております。

以上となります。

**○10番（牛島孝之君）**

個人は法人を差し引けば13件ということですね。

対象経費、書いてあるのが令和4年7月から令和5年3月までに購入した9か月分の飼料代として書いてあります。要するに、令和5年3月まで皆さんが同一価格で購入予定なのか、そこら辺はどのようになっていますか。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えします。

主な配合飼料につきましては、1年間を四半期に分けて価格が改定されますので、それに合わせて3か月ごとに積算を行いまして、補助金の設定をやるところでございます。基本的には購入した実績、そういうのに基づいた積算で計算するようになっております。

以上となります。

**○10番（牛島孝之君）**

四半期ごとということであれば、3か月ごと、じゃ今後、飼料が、大幅には言いませんけど、上がったときにはこの補助金についてはどういう考えをなされておりますか。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

その辺は県の畜産課、そちらのほうと話をまいして、今後の見通しにつきましては、現在、四半期の2期目、3期目、4期目につきましてはそれぞれ5%ずつ上昇するものとして積算のほうを詰めておるところでございます。

以上となります。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、先ほど承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○16番（三角真弓君）

この政策は、多分国のコロナ禍による物価高騰をはじめとする非課税世帯に対する一律50千円の給付だと思っております。

八女市におけるこの世帯が大体8,000世帯以上あるかなと思うんですけど、その内訳をお願いします。何世帯かというのと、これは生活保護も対象になるのか、まずその2点をお願いします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

非課税世帯ということで7,800世帯、それから、家計急変世帯ということで200世帯を見込んでおります。生活保護世帯も対象となります。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

最後がちょっと聞こえなかったんですけど。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

生活保護世帯も対象となります。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

この中で、ひとり親世帯がどのくらいの割合あるんでしょうか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

ひとり親世帯については把握しておりません。

以上です。

**○16番（三角真弓君）**

ひとり親世帯も、今非常にコロナ禍による官民格差もありますし、今回、このように国が出してきた施策でありましても、今後1回50千円が出たとしても、非常に生活困窮者というのは、一般質問等でも申し上げましたけれども、三田村市長にお尋ねをいたします。

今回、この政策は国の政策として予算計上されております。しかし、ひとり親をはじめとする八女市には相対的貧困世帯がかなりあるように認識をいたしておりますので、今後、そういった世帯への対応、そういったことをしっかりやっていっていただきたいと思うんですけど、その点につきましてはどのようなお考えでしょうか。

**○市長（三田村統之君）**

提案させていただきましたように、国が所得税の支払いをやっていない世帯、今、数字は申し上げたとおりでございますけれども、それ以外に議員おっしゃるように、例えば、母子家庭ですとか、あるいは父子家庭もそうでしょうけれども、それから、精神障がい者とか、いろんな障がいを持つ方々、子どもたちを含めて、いろんな生活に困窮している、コロナに関連して、そういう人を私どもはしっかり目を光らせて調査をしながら、必要などころには対応していく、市独自でもやらなきゃいかんことはやっていく。国はできるだけ十分配慮しながらやってはもらっているんですけども、地域差がやっぱりありまして、それぞれの地域の特徴がありますので、そういう八女市独自の対応をしなければいかならん面については考えていかなきゃいかんだろうと思っておるところでございます。

**○16番（三角真弓君）**

今後、特にシングルマザーとか、母子、父子家庭もそうですけれども、夫婦そろっていても非常にコロナ禍による生活の困窮というのは現状あっておりますので、そういった面、十分に今後配慮していただいて、引き続きある程度の生活ができるまでの支援を今後考えていただくことを要望して、質問を終わります。

**○10番（牛島孝之君）**

今さっきの世帯数を聞き逃しましたので、もう一度世帯数をお願いいたします。

**○福祉課長（遠藤宏樹君）**

非課税世帯ということで7,800世帯、それから、家計急変ということで家計が急に落ち込んだ世帯ということで、200世帯を見込んでおります。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

当然漏れはないと思いますけれども、世帯数できっちり8,000というような数字です。これがもし漏れておるといことはないと思いますけれども、もしそういう事態が発生したときは国に要求はできるんですか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

一応おおよその数で見込んでおります。7,800世帯につきましては、こちらからの確認書というのを発送して申請いただくことになっておりますので、漏れ等はないようにしたいと思います。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

確認書というのは、当然期限内に本人さんにしても送ってくるわけでしょう。その場合に期限内に送ってこなかったと、その場合には電話でとか、家庭を訪問するとか、そういうことまできっちりされますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

現在行っています住民税非課税世帯の給付金につきましては、確認書が出されていないところには御案内を発送するようにしております。これにつきましても同じような対応をしたと思います。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

50千円が高いか安いかは別にしまして、漏れがないようにお願いいたします。

終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

○8番（高橋信広君）

今の漏れというところで、非課税世帯のほうは多分把握されているんでしょうけど、少し分からないのが、家計急変等見込み世帯というのは、市としては間違いなく100%把握できるものですか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

御本人さんの月収が急に下がったとか、そういった分になりますので、把握が困難になっております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

把握できないということですか。ということは、ここが一番問題だと思うんですよね。あとは最終的にいつまでという、申請がいつからいつまで、それから、その後にも少し猶予期間とか、その辺りはどういうふうにお考えですか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

この事業につきましては国からの通知が来ておりません。9月末に要綱等を整備するとい

うことでしたので、そちらを確認して対応したいと思います。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

以前もこういうことはあったと思いますので、今まで過去には漏れというのは実際発生はしていないということで認識していますが、過去の話ですけど、それでいいんですかね。

**○福祉課長（遠藤宏樹君）**

現在行っています事業につきましては、先ほど申しましたとおり、まだ出ていないところ、確認書を返送していただいていないところにはこれから御案内を発送するところでございます。

家計急変につきましては、なかなか把握できませんので、また広報等で周知していきたいと思っております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

そういう意味では啓発をしっかりとさせていただいて漏れないようにやっていただくことを改めてお願いして終わります。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、先ほど承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、先ほど承認いただいたとおり、会議規則第36条第3項の規定により

委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第4号 八女市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（角田恵一君）

日程第4. 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市長より、荒尾好守氏、牛島真奈美氏、草場せつ子氏、平島豊彦氏、大坪和子氏、小井手典子氏、石橋智子氏、

以上7名を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるというものであります。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結いたします。

お諮りいたします。市長推薦の7名を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、荒尾好守氏、牛島真奈美氏、草場せつ子氏、平島豊彦氏、大坪和子氏、小井手典子氏、石橋智子氏を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これで令和4年第4回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 高 山 正 信

八女市議会議員 松 崎 辰 義